

河川愛護モニターの一般公募について

～吉野川・旧吉野川・今切川～

【ポイント】

- ・応募期間 平成23年2月8日(火)～平成23年3月7日(月)
- ・応募人員 吉野川、旧吉野川、今切川で14名程度(各活動範囲毎1名程度)
- ・委嘱期間 平成23年4月1日より平成24年3月31日まで
- ・応募資格 満20歳以上の方で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、モニターとしての活動を積極的に実行でき、希望される活動範囲内の市町に居住し、かつ担当する河川よりおおむね5km以内に居住する方。

【概要】

- ・国土交通省では、沿川住民の方々の御協力をいただき、河川整備、河川利用、河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及及び河川の適正な維持管理に資することを目的に河川愛護モニター制度を実施しています。
- ・河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者との連携をより深めることをめざし、平成23年度の河川愛護モニターを公募することに致しました。

国土交通省 四国地方整備局
徳島河川国道事務所

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
TEL：088-654-2211 (代表) TEL：088-654-9270 (直通)
副所長(河川担当) 松田 邦泰 内線204
◎河川占用調整課長 朝川 康則 内線341
◎：主たる問い合わせ先

河川愛護モニター公募要領

下記の活動範囲(14箇所)について以下のように公募します。

1. 応募期間 平成23年2月8日より平成23年3月7日まで
2. モニター委嘱期間 1年間(平成23年4月1日より平成24年3月31日まで)
3. 活動内容 モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることが主な任務です。(一ヶ月に1回の定期と随時の連絡)
4. 募集人員 吉野川・旧吉野川・今切川 14名(各活動範囲毎に1名程度)

吉野川・旧吉野川・今切川に接する活動範囲は下記の14区間(別図参照)

河川名	担当地区	範囲	活動範囲
吉野川	1. 徳島市南岸地区	(吉野川河口～第十堰直下)	活動範囲1
	2. 鴨島・石井町地区	(第十堰直下～川島潜水橋)	活動範囲2
	3. 山川・川島町地区	(川島潜水橋～岩津橋上流700m付近)	活動範囲3
	4. 藍住町・徳島市地区	(吉野川河口～第十堰直下)	活動範囲4
	5. 土成・吉野・上板町地区	(第十堰直下～阿波中央橋上流1km付近)	活動範囲5
	6. 阿波・市場町地区	(阿波中央橋上流1km付近～岩津橋上流700m付近)	活動範囲6
	7. 穴吹町地区	(岩津橋上流700m付近～美馬中央橋下流1km付近)	活動範囲7
	8. 半田・貞光町地区	(美馬中央橋下流1km付近～四国三郎の郷南岸)	活動範囲8
	9. 東みよし町地区	(四国三郎の郷南岸～美濃田の湖南岸)	活動範囲9
	10. 美馬・脇町地区	(岩津橋上流700m付近～四国三郎の郷上流側)	活動範囲10
	11. 東みよし・三野町地区	(四国三郎の郷上流側～西谷川付近)	活動範囲11
旧吉野川	12. 旧吉野川上流地区	(第十樋門～三ッ合橋)	活動範囲12
	13. 旧吉野川下流地区	(三ッ合橋～旧吉野川河口)	活動範囲13
今切川	14. 今切川地区	(三ッ合橋～今切川河口)	活動範囲14

5. 応募資格 満20歳以上の方で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、モニターとしての活動を積極的に実行でき、希望される活動範囲内の市町に居住し、かつ担当する河川よりおおむね5km以内に居住する方。
6. 手 当 月額 4,580円(通信及び交通費を含みます)
7. 応募方法 応募用紙(別紙)に必要事項を記載のうえ、送付(郵送又はファックス)又は直接持参ください。(郵送は当日消印有効、その他は期限内必着)
 - *ホームページ : <http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>
 - *E-mail : tokusa55@skr.mlit.go.jp
 応募要綱及び応募用紙については、上記ホームページ内の『河川愛護モニター一般公募について』よりダウンロードしていただくか、国土

交通省徳島河川国道事務所、吉野川鴨島出張所、吉野川上板出張所、吉野川貞光出張所、吉野川美馬出張所、旧吉野川出張所、県庁内県民サービスセンター及び関係市町（徳島市、石井町、吉野川市、藍住町、上板町、阿波市、美馬市、つるぎ町、東みよし町、板野町、北島町、松茂町、鳴門市）の窓口に置いています。

*応募用紙に記載された内容は、河川愛護モニター関係以外には使用しません。なお、応募用紙にて同意していただいた採用者の方のみ、氏名を当方が作成するホームページ等で発表させていただきます。

8. 送 付 先
- 国土交通省徳島河川国道事務所河川占用調整課 ☎ 088-654-9270
〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35番地 (FAX)088-654-9267

 - 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所 ☎ 0883-24-4334
〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5 (FAX) 0883-22-1251

 - 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川上板出張所 ☎ 088-694-2531
〒771-1350 板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2 (FAX) 088-694-2544

 - 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川貞光出張所 ☎ 0883-62-2396
〒779-4101 美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1 (FAX) 0883-62-4259

 - 国土交通省徳島河川国道事務所吉野川美馬出張所 ☎ 0883-63-2049
〒771-2106 美馬市美馬町字喜来市65-3 (FAX) 0883-63-5426

 - 国土交通省徳島河川国道事務所旧吉野川出張所 ☎ 088-692-5355
〒771-1201 板野郡藍住町奥野字乾126-32 (FAX) 088-692-5356

9. 問い合わせ先 国土交通省徳島河川国道事務所河川占用調整課
☎088-654-9270 (河川占用調整課直通)

平成23年度河川愛護モニター応募用紙

1. 住所、氏名等

住所

(ふりがな)

氏名

性別

男性、女性

生年月日

昭和

年

月

日

年齢

歳

電話番号

職業

2. 応募する担当地区及び活動範囲 担当地区 活動範囲 (番号)

3. 所属する団体等があればその組織名と役職

4. 自治会等の地域に密着した活動へ、これまでに参加した経験

5. 応募理由等

6. お知らせ (個人情報保護について)

①当事務所では、個人情報の取扱について、最大限の注意をはらっております。事務所以外の第三者には、ご本人の同意を得ずに個人情報を開示することはありません。

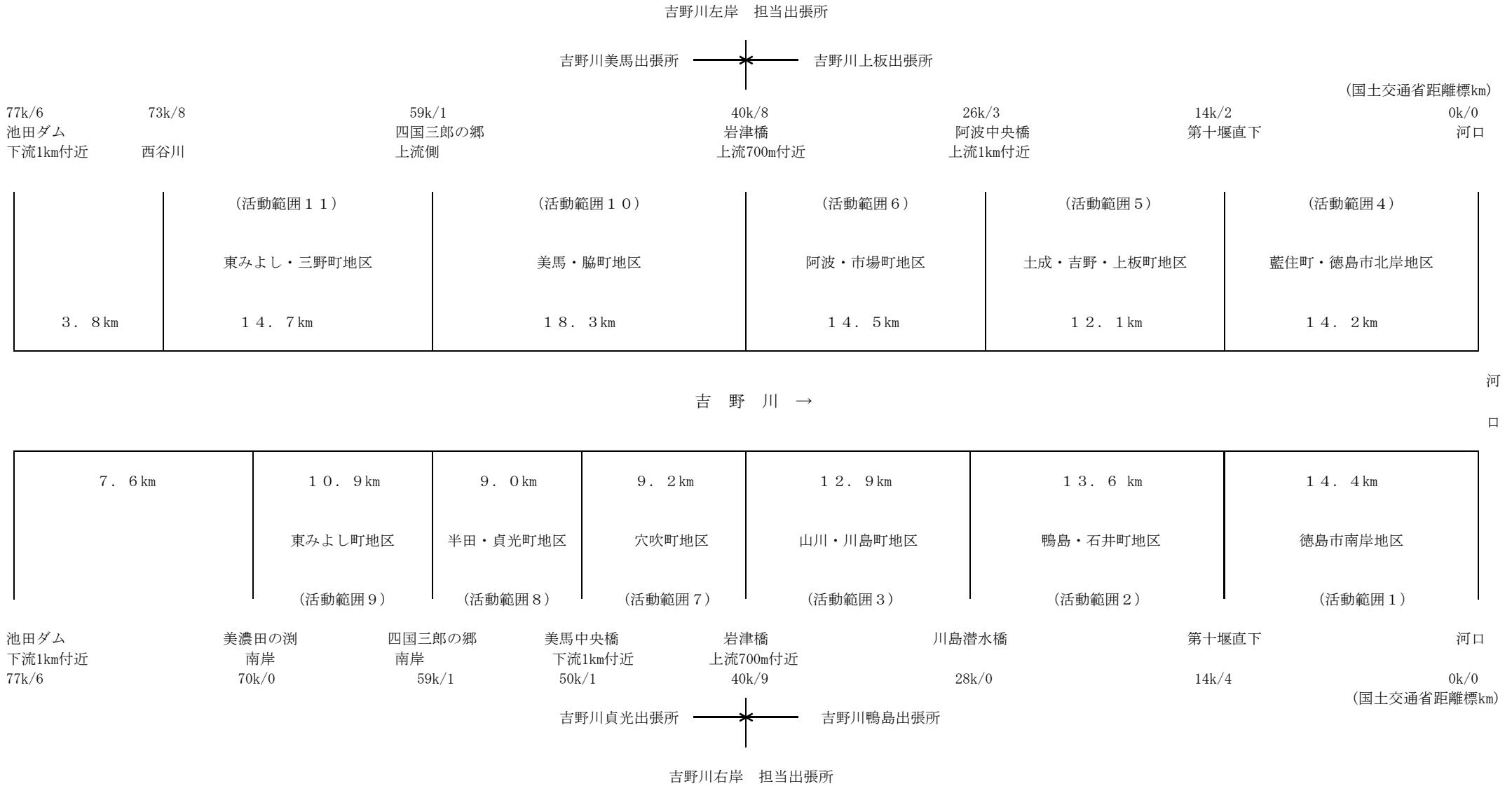
②河川愛護モニターに採用された場合、当事務所ホームページに、氏名とともに担当地区、活動範囲を掲載されることに同意されますか？

同意する

同意しない

(別図)

吉野川河川愛護モニター活動範囲



旧吉野川・今切川河川愛護モニター活動範囲

担当出張所 旧吉野川出張所

